

事故記録簿

記入例

事業用自動車に係る事故の記録（1件1枚・3年間保存）

記録番号	第3号	記録した日	2026年10月6日
事業者名	〇〇運送（個人）	営業所名	〇〇営業所
記録した人	〇〇〇〇		

法令で記録する8つの事項 輸送安全規則 第9条の2・運輸規則 第26条の2

一	乗務員等の氏名	〇〇〇〇
二	車両番号（自動車登録番号）	〇〇 480 あ 〇〇-〇〇
三	事故の発生日時	2026年10月6日（火）14時20分
四	事故の発生場所	〇〇市〇〇町〇丁目 配達先の前の道路（幅約4mの生活道路）
五	事故の当事者（乗務員等を除く）の氏名	〇〇〇〇（ブロック塀の所有者・配達先のとなりの家）
六	事故の種類	物損事故
	けが人	なし
	損害の程度（物・車両）	ブロック塀の角が欠けた（幅約10cm）。車両は左後部のバンパーに擦り傷（走行に支障なし）
	経過	配達先の前で荷台の側を寄せるため後退したところ、車両の左後部が道路わきのブロック塀の角に接触した。すぐに停車し、塀の所有者に事情を話して謝罪した。警察に届け出て、物件事故として処理された。
七	事故の原因	後退を始める前に降りて後方を見ず、バックモニターだけを見て下がった。塀の角がモニターに映らない位置にあった。
八	再発防止対策	狭い場所で後退するときは、いったん降りて後方を目で確かめてから下がる。下がり切れなければもう一度降りる。この配達先では前向きに停め、荷物は台車で運ぶ。翌日（10月7日）の業務前点呼で指示事項として伝えた。

書いておく便利な欄 法令の8つの事項ではありません

天候・道路の状況	晴れ・乾いた路面
警察への届出	2026年10月6日 〇〇警察署に届出
保険会社への連絡	2026年10月6日 連絡済み（対物）
自動車事故報告書（重大な事故）	該当しない
運転者への指導	2026年10月7日 業務前点呼で、後退の前に降りて確かめることを指示

確認（運行管理者・事業者）		
---------------	--	--

事業用自動車に係る事故が起きたら、上の8つの事項を記録し、その車の運行を管理する営業所で3年間保存します（貨物＝貨物自動車運送事業輸送安全規則 第9条の2・軽貨物を含む／旅客＝旅客自動車運送事業運輸規則 第26条の2）。「事故」には、人がけがをしない物損の交通事故も入ります（道路交通法 第67条第2項の交通事故＝車両等の交通による人の死傷・物の損壊）。死者・重傷者が出たなどの重大な事故は、これとは別に、30日以内に自動車事故報告書を出します（自動車事故報告規則 第2条・第3条）。